

土木工事安全施工技術指針 新旧比較表

令和3年3月版					改定（案）					改定理由
章	節	条	項	本文 適用基準等	章	節	条	項	本文 適用基準等	
2	1	2	1	(1) 強い騒音を発生する場所であることを、明示するとともに作業員へ周知させること。 安衛則583の2	2	1	2	1	(1) 強い騒音を発生する場所であることを、 見やすい箇所に 明示するとともに作業員へ周知させること。 安衛則583の2	・参照法令改正に伴う改定。
2	2			第2節 工事現場 主 の危害防止	2	2			第2節 工事現場 周辺 の危害防止	・誤字の修正
2	3	1	0	① 以下のような場所では、関係者以外の立ち入りを禁止し、具体的な危険の内容と合わせて見やすい箇所にその旨を 標示 すること。	2	3	1	0	以下のような場所では、関係者以外の立ち入りを禁止し、具体的な危険の内容と合わせて見やすい箇所にその旨を 表示 すること。	・項番号のずれを修正 ・記載の誤りの修正
2	3	1	0	② 関係者が十分に注意を払いながら、危険な作業を行っている場所	2	3	1	0	① 関係者が十分に注意を払いながら、危険な作業を行っている場所	・項番号のずれを修正
2	3	1	0	③ 関係者以外の者が立入ると、作業をしている者に危険が生じおそれのある場所	2	3	1	0	② 関係者以外の者が立入ると、作業をしている者に危険が生じおそれのある場所	・項番号のずれを修正
2	3	1	0	④ 有害な作業箇所、人が保護具等の装備をしないで立入ると、健康等に支障があるような場所	2	3	1	0	③ 有害な作業箇所、人が保護具等の装備をしないで立入ると、健康等に支障があるような場所	・項番号のずれを修正
2	6	2		2. 飛来落下防護	2	6	2		2. 飛来落下防護	・適用基準等の表記箇所を2-6-3-1に移動
2	6	3		3. 投下設備の設置	2	6	3		3. 投下設備の設置	・適用基準等の表記箇所を2-6-3-2に移動
2	6	3	1	(1) 高さ3m以上の高所からの物体の投下を行わないこと。	2	6	3	1	(1) 高さ3m以上の高所からの物体の投下を行わないこと。 安衛則536	・適用基準等の表記箇所を2-6-2から移動（高所からの物体投下による危険の防止） 第五百三十六条（略） 2 労働者は、前項の規定による措置が講じられていないときは、三メートル以上の高所から物体を投下してはならない。
2	6	3	2	(2) やむを得ず高さ3m以上の高所から物体を投下する場合には、投下設備を設け、立入禁止区域を設定して監視員を配置して行うこと。	2	6	3	2	(2) やむを得ず高さ3m以上の高所から物体を投下する場合には、投下設備を設け、立入禁止区域を設定して監視員を配置して行うこと。 安衛則536	・適用基準等の表記箇所を2-6-3から移動（高所からの物体投下による危険の防止） 第五百三十六条 事業者は、三メートル以上の高所から物体を投下するときは、適当な投下設備を設け、監視人を置く等労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。
2	7	3	9	(9) 作業再開時で足場上の作業を行うときは、作業開始までに点検し、異常が認められたときは直ちに補修すること。	2	7	3	9	(9) 作業再開時で足場上の作業を行うときは、作業開始までに点検し、異常が認められたときは直ちに補修すること。 安衛則567	・適用基準等の追加
2	8	2		2. 防火設備	2	8	2		2. 防火設備 消防法17 消防則6.7 建設業附属寄宿舍規程12条	・2-8-2全般にわたる規定として移動
2	8	2	1	(1) 消火栓、消化器、防火用水等は、建物延面積に合せた消火能力を勘案した設備とすること。	2	8	2	1	(1) 消火栓、消化器、防火用水等は、建物延面積に合せた消火能力を勘案した設備とすること。	・2-8-2全般にわたる規定として移動
5	2	9	1	③ 矢板、背板、腹起し、切梁等の部材のきしみ、ふくらみ及び損傷の有無	5	2	9	1	① 矢板、背板、腹起し、切梁等の部材のきしみ、ふくらみ及び損傷の有無	・項番号の修正
5	2	9	1	④ 切梁の緊圧の度合	5	2	9	1	② 切梁の緊圧の度合	・項番号の修正
5	2	9	1	⑤ 部材相互の接続部及び継手部のゆるみの状態	5	2	9	1	③ 部材相互の接続部及び継手部のゆるみの状態	・項番号の修正
5	2	9	1	⑥ 矢板、背板等の背面の空隙の状態	5	2	9	1	④ 矢板、背板等の背面の空隙の状態	・項番号の修正
5	6	1	4	(4) また、足場板を長手方法に重ねるときは支点上で重ね、その重ねた部分の長さは20cm以上とすること。	5	6	1	4	(4) また、足場板を長手方法に重ねるときは支点上で重ね、その重ねた部分の長さは20cm以上とすること。	・適用基準を5-6-1-5に移動
5	6	1	5	(5) 最大積載荷重を定め、作業員に周知すること。	5	6	1	5	(5) 最大積載荷重を定め、作業員に周知すること。 安衛則562	・適用基準を5-6-1-4から移動（最大積載荷重） 第五百六十二条 事業者は、足場の構造及び材料に応じて、作業床の最大積載荷重を定め、かつ、これを超えて積載してはならない。
7	1	9	1	③ 掘削に伴い崩壊のおそれがあるときは、土留・支保工を行うか、又は適正なりの勾配をつけること。	7	1	9	1	(1) 掘削に伴い崩壊のおそれがあるときは、土留・支保工を行うか、又は適正なりの勾配をつけること。	・条番号の修正
7	1	9	2	④ 埋設物は吊り防護、受け防護等により堅固に支持するとともに、状況に応じて明確に標示し、防護柵を設けること。	7	1	9	2	(2) 埋設物は吊り防護、受け防護等により堅固に支持するとともに、状況に応じて明確に標示し、防護柵を設けること。	・条番号の修正
7	5	3	3	(3) 一日の火薬類消費見込量が規定以上の場合、火薬類の管理及び発破の準備（親ダイの炸裂、取扱作業を除く）をするため、 火薬類取扱所 を設けること。	7	5	3	3	(3) 一日の火薬類消費見込量が規定以上の場合、火薬類の管理及び発破の準備（親ダイの炸裂、取扱作業を除く）をするため、 火薬類取扱所 を設けること。	・法令との整合
7	5	6	2	(2) 発破の都度、受入、消費、残りの数量、発破孔又は薬室に対する 装てん 方法について、記録を残すこと。	7	5	6	2	(2) 発破の都度、受入、消費、残りの数量、発破孔又は薬室に対する 装填 方法について、記録を残すこと。	・参照法令の改定、法令改正に伴う改定
7	5	9		9. 装てん 作業の留意事項	7	5	9		9. 装填 作業の留意事項	・法令改正に伴う改訂
7	5	9	2	(2) 装てん 作業については発破孔や岩盤の状況を検査し、安全を確認してから適切な方法により 装てん すること。	7	5	9	2	(2) 装填 作業については発破孔や岩盤の状況を検査し、安全を確認してから適切な方法により 装填 すること。	・法令改正に伴う改訂
7	5	9	5	(5) 装てん 中は付近でせん孔その他の作業をさせないこと。	7	5	9	5	(5) 装填 中は付近でせん孔その他の作業をさせないこと。	・火取則53の改正に伴う改定、参照法令の追加
7	5	9	7	(7) 装てん が終わって使用予定数が余ったときは、数量を確認し、増ダイは 火薬類取扱所 に、親ダイは火工所に直ちに返納して、紛失等を防止すること。	7	5	9	7	(7) 装填 が終わって使用予定数が余ったときは、数量を確認し、増ダイは 火薬類取扱所 に、親ダイは火工所に直ちに返納して、紛失等を防止すること。	・火取則53の改正に伴う改定、参照法令の追加、法令との整合

7	5	10	3	(3) 母線を地上のレール、パイプあるいは他の電気が流れ、又は漏れている可能性のある箇所に接触させないこと。		7	5	10	3	(3) 母線を地上のレール、パイプあるいは他の電気が流れ、又は漏れている可能性のある箇所に接触させないこと。		・誤字の削除
7	5	11	4	(4) 退避の合図は、サイレン、振鈴等の確実な方法で行うこと。点火の合図は、全員の退避を確認してから行うこと。		7	5	11	4	(4) 退避の合図は、サイレン、振鈴等の確実な方法で行うこと。点火の合図は、全員の退避を確認してから行うこと。	火取則53	・過年度指針から欠落したものと見られるため加筆
8	1	7	5	(5) 防護措置を施さない場合で、高圧線等の付近で作業、又は移動を行うときは、必ず監視員をおき、各関係者の立会を求めること。また、タワー等は電線から十分な離隔をとること。	安衛法61 安衛法29の2 安衛則349 安衛則634の2	8	1	7	5	(5) 防護措置を施さない場合で、高圧線等の付近で作業、又は移動を行うときは、必ず監視員をおき、各関係者の立会を求めること。また、タワー等は電線から十分な離隔をとること。	安衛法61、29の2 安衛則349、634の2	・安衛法、安衛則の重複の削除
8	2	3	2	(2) 長尺ものの搬出入には、進入路、置場等を選定し、危険のない取扱いをすること。	安衛則185、186	8	2	3	2	(2) 長尺ものの搬出入には、進入路、置場等を選定し、危険のない取扱いをすること。		・適用基準等を8-2-4に移動
8	2	4		4. 運転位置からの離脱の禁止		8	2	4		4. 運転位置からの離脱の禁止	安衛則185、186	・適用基準等を8-2-3-2から移動 (巻上げ装置停止時の措置) 第百八十五条 事業者は、くい打機、くい抜機又はボーリングマシンの巻上げ装置に荷重をかけたまま巻上げ装置を停止しておくときは、歯止め装置により歯止めを行い、止め金付きブレーキを用いて制動しておく等確実に停止しておかなければならない。 (運転位置からの離脱の禁止) 第百八十六条 事業者は、くい打機、くい抜機又はボーリングマシンの運転者を巻上げ装置に荷重をかけたまま運転位置から離れさせてはならない。 2 前項の運転者は、巻上げ装置に荷重をかけたまま運転位置を離れてはならない。
8	4	1	4	(4) 入坑前に有害ガスの有無、酸素欠乏について測定すること。測定にあたっては指定された者（酸欠危険作業については、作業主任者）が行うこと。	酸欠則3 酸欠則11	8	4	1	4	(4) 入坑前に有害ガスの有無、酸素欠乏について測定すること。測定にあたっては指定された者（酸欠危険作業については、作業主任者）が行うこと。	酸欠則3、11	・酸欠則の重複を削除
10	2	6	5	(5) 減圧に要する時間を高圧室内作業員に周知させること。	高圧則20	10	2	6	5	(5) 減圧に要する時間を高圧室内業務従事者に周知させること。	高圧則20	・法令改正に伴う改定
10	2	8	2	(2) マッチ・ライター等、発火のおそれのあるものの持込みは禁止し、その旨を表示すること。		10	2	8	2	(2) マッチ・ライター等、発火のおそれのあるものの持込みは禁止し、その旨を見やすい場所に掲示等すること。	高圧則25	・法令改正に伴う改定
10	2	10	1	(1) 送気設備の故障、出水等、他の事故により高圧室内作業員に危険又は健康障害の生ずるおそれがあるときは、高圧室内作業員を潜函、圧気シールド等の外部へ退避させること。		10	2	10	1	(1) 送気設備の故障、出水等、他の事故により危険又は健康障害の生ずるおそれがあるときは、高圧室内業務従事者を潜函、圧気シールド等の外部へ退避させること。	高圧則23	・法令改正に伴う改定
10	2	10	2	(2) 事故により高圧室内作業員を外部に退避させたときは、送気設備の異常の有無、潜函等の異常な沈下の有無及び傾斜の状態、部材の変形等について点検し、安全を確認した後でなければ、内部を点検する者等を潜函、圧気シールド等に入れないこと。		10	2	10	2	(2) 事故により高圧室内業務従事者を外部に退避させたときは、送気設備の異常の有無、潜函等の異常な沈下の有無及び傾斜の状態、部材の変形等について点検し、安全を確認した後でなければ、内部を点検する者等を潜函、圧気シールド等に入れないこと。	高圧則23	・法令改正に伴う改定
10	2	11	0	作業室内において発破を行ったときは、作業室内の空気が、発破前の状態に復するまで、高圧室内作業員を入室させないこと。		10	2	11	0	作業室内において発破を行ったときは、作業室内の空気が、発破前の状態に復するまで、高圧室内業務従事者の入室を禁止するとともに、入室できない旨を見やすい箇所に表示すること。	高圧則25	・法令改正に伴う改定
10	3	4	2	(2) 作業室および気こう室における酸素、窒素または炭酸ガスの分圧は、作業室内作業員の健康障害を防止するため、酸素は18kPa以上160kPa以下（ただし、気こう室においても高圧室内作業員に減圧を行う場合にあつては、18kPa以上220kPa以下）、窒素は400kPa以下、炭酸ガスは0.5kPa以上となるように換気その他必要な措置を講じること。	高圧則15	10	3	4	2	(2) 作業室及び気こう室における酸素、窒素または炭酸ガスの分圧は、高圧室内業務従事者の健康障害を防止するため、酸素は18kPa以上160kPa以下（ただし、気こう室において減圧を行う場合にあつては、18kPa以上220kPa以下）、窒素は400kPa以下、炭酸ガスは0.5kPa以上となるように換気その他必要な措置を講じること。	高圧則15	・法令改正を踏まえた改定
10	5	8	4	(4) 作業室内で発破を行った場合には、十分換気して清浄な空気がなるまで、高圧室内業務従事者の入室を禁止するとともに、入室できない旨を見やすい箇所に表示すること。	高圧則25	10	5	8	4	(4) 作業室内で発破を行った場合には、十分換気して清浄な空気がなるまで、高圧室内業務従事者の入室を禁止するとともに、入室できない旨を見やすい箇所に表示すること。	高圧則25	・法令改正に伴う改定。
13	1	6	4	(4) 工事施工前に作業室内標識を設置し、一般通行車両及び歩行者に対して広報を十分に行うこと。	国道利第37号・国道国防第205号 (H18.3.31) 国道利第38号・国道国防第206号 (H18.3.31) 道路工事現場における工事情報看板及び工事説明看板の設置について	13	1	6	4	(4) 工事施工前に作業室内標識を設置し、一般通行車両及び歩行者に対して広報を十分に行うこと。	国道利第37号・国道国防第205号 (H18.3.31) 国道利第38号・国道国防第206号 (H18.3.31) 道路工事現場における工事情報看板及び工事説明看板の設置について	・適用基準等の空白を削除
14	3	14		1 4. 橋桁の移動作業	安衛則204	14	3	14		1 4. 橋桁の移動作業		・適用基準等を14-3-14-1に移動
14	3	14	1	(1) 橋桁を台車等により水平方向に移動させる場合は、おしみワイヤ等の逸走防止装置を設置すること。		14	3	14	1	(1) 橋桁を台車等により水平方向に移動させる場合は、おしみワイヤ等の逸走防止装置を設置すること。	安衛則204	・適用基準等を14-3-14から移動 (逸走防止装置) 第二百四条 事業者は、車両が逸走するおそれがあるときは、逸走防止装置を設けなければならない。

15	1	10	3	③ 警報設備及び通話設備は、常に有効に作動するように保持し、その電源は予備電源を備えておくこと。	安衛則389の9	15	1	10	3	(3) 警報設備及び通話設備は、常に有効に作動するように保持し、その電源は予備電源を備えておくこと。	安衛則389の9	・ 項番号を案番号に修正、誤字の削除	
15	4	1	1	(1) 坑内（たて坑を除く。）で粉じん作業（動力及び発破を用いて行う掘削作業、動力を用いる鉱物等のずり積み作業、コンクリート等吹付作業、ロックボルトの取付け作業等をいう。以下同じ。）を実施するときは、粉じん対策に係る計画を策定すること。	厚生労働省通達基発0720第2号 (R2. 7. 20) 達基発第0226006号 (H20. 2. 26) 基発1128第12号 (H26. 11. 28)	15	4	1	1	(1) 坑内（たて坑を除く。）で粉じん作業（動力及び発破を用いて行う掘削作業、動力を用いる鉱物等のずり積み作業、コンクリート等吹付作業、ロックボルトの取付け作業等をいう。以下同じ。）を実施するときは、粉じん対策に係る計画を策定すること。	厚生労働省通達基発0720第2号 (R2. 7. 20) 基発第0226006号 (H20. 2. 26) 基発1128第12号 (H26. 11. 28)	・ 適用基準等の「達」の誤記を削除	
15	4	1	2	(2) 粉じん対策に係る計画は、粉じん濃度目標レベルの値、粉じんの発散を抑制するための粉じん発生源に係る措置、換気装置等（換気装置（風管及び換気ファン）及び集じん装置をいう。以下同じ。）による換気の実施等、換気の実施等の効果を確認するための粉じん濃度等の測定、防じんマスク等有効な呼吸用保護具の使用、労働衛生教育の実施、その他必要な事項を内容とすること。	粉じん則1.粉じん測6の2,6の3,6の4	15	4	1	2	(2) 粉じん対策に係る計画は、粉じん濃度目標レベルの値、粉じんの発散を抑制するための粉じん発生源に係る措置、換気装置等（換気装置（風管及び換気ファン）及び集じん装置をいう。以下同じ。）による換気の実施等、換気の実施等の効果を確認するための粉じん濃度等の測定、防じんマスク等有効な呼吸用保護具の使用、労働衛生教育の実施、その他必要な事項を内容とすること。	粉じん則1.6の2,6の3,6の4	・ 適用基準等の粉じん測の重複・誤記を削除	
15	4	2	2	(2) 発破を行う作業にあつては、発破後、粉じんが換気により希釈され、粉じん濃度が低減されるまで、 立ち入らないこと。	粉じん則24の2	15	4	2	2	(2) 発破を行う作業にあつては、発破後、粉じんが換気により希釈され、粉じん濃度が低減されるまで、 近寄ることを禁止するとともに、近寄ってはならない旨を見やすい箇所に表示すること。	粉じん則24の2	・ 法令改正に伴う改定	
15	4	3	1	(1) 換気装置等の計画にあつては、粉じん濃度（吸入性粉じん濃度）目標レベルは2mg/m3以下とすること。ただし、掘削断面積が小さいため、2mg/m3を達成するのに必要な大きさ（口径）の風管又は必要な本数の風管の設置、必要な容量の集じん装置等が施工上極めて困難であるものについては可能な限り、2mg/m3に近い値を粉じん濃度目標レベルとして設定し、当該値を記録しておくこと。	厚生労働省通達 厚生労働省通達基発0720第2号 (R2. 7. 20) 基発第0226006号 (H20. 2. 26) 基発1128第12号 (H26. 11. 28)	15	4	3	1	(1) 換気装置等の計画にあつては、粉じん濃度（吸入性粉じん濃度）目標レベルは2mg/m3以下とすること。ただし、掘削断面積が小さいため、2mg/m3を達成するのに必要な大きさ（口径）の風管又は必要な本数の風管の設置、必要な容量の集じん装置等が施工上極めて困難であるものについては可能な限り、2mg/m3に近い値を粉じん濃度目標レベルとして設定し、当該値を記録しておくこと。	厚生労働省通達基発0720第2号 (R2. 7. 20) 基発第0226006号 (H20. 2. 26) 基発1128第12号 (H26. 11. 28)	・ 適用基準等の「厚生労働省通達」の重複を削除	
15	4	5	2	2	③ 動力を用いて掘削する場所における作業	15	4	5	2	2	① 動力を用いて掘削する場所における作業		・ 誤植の修正
15	4	5	2	3	④ 動力を用いて積み込み、又は積み卸す場所における作業	15	4	5	2	3	② 動力を用いて積み込み、又は積み卸す場所における作業		・ 誤植の修正
15	4	5	2	4	⑤ コンクリート等を吹き付ける場所における作業	15	4	5	2	4	③ コンクリート等を吹き付ける場所における作業		・ 誤植、脱字の修正
15	8	2	1	4	□ア) 圧縮強度及び風化変質	15	8	2	1	4	ア) 圧縮強度及び風化変質		・ インデントの修正
15	8	3	1	2	施工者は掘削現場に属する労働者の中から切羽監視責任者を選任し、切羽の状態を監視させるとともに、選任した切羽監視責任者を関係労働者に周知すること。なお、切羽監視責任者は労働安全衛生規則第382条に定める点検者と同じ者を選任することを妨げないこと。山岳トンネル工事が交代制により行われる場合には、交代番ごとに切羽監視責任者を選任する等により、切羽の状態が継続的に監視されるようにすること。		15	8	3	1	2	□施工者は掘削現場に属する労働者の中から切羽監視責任者を選任し、切羽の状態を監視させるとともに、選任した切羽監視責任者を関係労働者に周知すること。なお、切羽監視責任者は労働安全衛生規則第382条に定める点検者と同じ者を選任することを妨げないこと。山岳トンネル工事が交代制により行われる場合には、交代番ごとに切羽監視責任者を選任する等により、切羽の状態が継続的に監視されるようにすること。	・ 一段落目のずれの修正
15	8	3	2	2	切羽監視責任者は、2の肌落ち防止計画においてあらかじめ定められた方法により切羽の状態を常時監視すること。監視の結果、肌落ちにより被災するおそれがあると判断される場合には、切羽監視責任者は直ちに切羽から労働者を退避させること。		15	8	3	2	2	□切羽監視責任者は、2の肌落ち防止計画においてあらかじめ定められた方法により切羽の状態を常時監視すること。監視の結果、肌落ちにより被災するおそれがあると判断される場合には、切羽監視責任者は直ちに切羽から労働者を退避させること。	・ 一段落目のずれの修正
17	3	6	1	(3) 身体を横にするときは、排気弁により排気量を調節して、服を膨らませないようにすること。		17	3	6	1	(1) 身体を横にするときは、排気弁により排気量を調節して、服を膨らませないようにすること。		・ 項番号の修正	
17	3	6	2	(4) 排気弁や安全弁の作動を確認すること。	高圧則28	17	3	6	2	(2) 排気弁や安全弁の作動を確認すること。		・ 項番号の修正、基準を17-3-7-2に移動	
17	3	6	3	(5) 潜水士を引きずらないよう、船をしっかりと止めておくこと。	高圧則29	17	3	6	3	(3) 潜水士を引きずらないよう、船をしっかりと止めておくこと。		・ 項番号の修正、基準を17-3-7-3に移動	
17	3	7	2	(2) 潜水器内に炭酸ガスの蓄積が起こらないよう、送気を十分にすること。		17	3	7	2	(2) 潜水器内に炭酸ガスの蓄積が起こらないよう、送気を十分にすること。	高圧則28	・ 基準を17-3-6-2から移動	
17	3	7	3	(3) 呼吸管を口でくわえるアクアラングのような潜水器を使用場合は、 潜水作業員 に異常がないか監視すること。		17	3	7	3	(3) 呼吸管を口でくわえるアクアラングのような潜水器を使用する場合は、 潜水業務従事者 に異常がないか監視すること。	高圧則29	・ 基準を17-3-6-3から移動 ・ 法令改正に伴う改定、脱字の補完	
17	4	5	1	(1) 舷外作業の作業員は、 安全ベルト 又は作業用救命衣を着用し、作業を行うこと。	船安衛則16,52	17	4	5	1	(1) 舷外作業の作業員は、 墜落制止用器具 又は作業用救命衣を着用し、作業を行うこと。	船安衛則16,52	・ 法令改正に伴う改定	
17	4	8	4	(4) 高所作業、及び動揺時の作業では 安全ベルト を使用すること。	船安衛則51	17	4	8	4	(4) 高所作業、及び動揺時の作業では 墜落制止用器具 を使用すること。	船安衛則51	・ 法令改正に伴う改定	
17	4	11	1	(1) コンクリートプラント船、モルタルプラント船等は、常に良好な状態に整備しておくこと。	危険物船船運送及び貯蔵規則37	17	4	11	1	(1) コンクリートプラント船、モルタルプラント船等は、常に良好な状態に整備しておくこと。	危険則37	・ 適用基準等の他の箇所との整合	
18	5	8		8. チッピング	安衛則593	18	5	8		8. チッピング		・ 適用基準等を18-5-8-1に移動	

18	5	8	1	(1) 監査廊頂部やその他コンクリート壁面のテッピング作業は 防じん眼鏡、マスク等を着装して行うこと。		18	5	8	1	(1) 監査廊頂部やその他コンクリート壁面のテッピング作業は 防じん眼鏡、マスク等を着装して行うこと。	安衛則593	・適用基準等を18-5-8から移動 (呼吸用保護具等) 第五百九十三条 事業者は、著しく暑熱又は寒冷な場所における 業務、多量の高熱物体、低温物体又は有害物を取り扱う業務、有 害な光線にさらされる業務、ガス、蒸気又は粉じんを発散する有 害な場所における業務、病原体による汚染のおそれの著しい業務 その他有害な業務においては、当該業務に従事する労働者に使用 させるために、保護衣、保護眼鏡、呼吸用保護具等適切な保護具 を備えなければならない。
----	---	---	---	--	--	----	---	---	---	--	--------	--